

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、

兵庫県で自転車を 利用する場合、

ルールとマナーを守りましょう



兵庫県マスコット
はばタン

保険等[※]に加入しなければなりません。

過去に起きた自転車による重大事故

無灯火運転で歩行者と衝突。

歩行者に重大な障害

損害賠償額 約**5,000万円**

高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転中、前方の歩行者と衝突。歩行者に重大な障害が残った。(横浜地裁 平成 17 年)

自転車同士の正面衝突。

対向自転車の運転者に重大な障害

損害賠償額 約**9,200万円**

高校生が自転車で道路を斜め横断し、向かってきた自転車と正面衝突。対向自転車の運転者に重大な障害が残った。(東京地裁 平成 20 年)

信号無視で高齢者と衝突。

高齢者が死亡

損害賠償額 約**4,700万円**

会社員が自転車で走行中、信号無視をし、横断歩道を歩いていた高齢者に衝突。高齢者は死亡。(東京地裁 平成 26 年)

／ 自転車は車の仲間です ／

自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



夜間は
ライトを点灯



飲酒運転は
禁止



ヘルメットを
着用



自転車保険に入りましょう

兵庫県内で自転車を利用する場合、保険等に参加しなければなりません。現在加入している保険などを確認し、加入していない方は、自分に合った保険等を選択して加入しましょう。保険等には、個人利用向け（日常生活利用）と事業者向け（業務利用）があります。業務として自転車を利用する場合は、事業者（個人事業主も含む）が事業者向けの保険に加入する必要があります。

問い合わせ

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策

神戸市中央区下山手通5-10-1（2号館2階）

TEL:078-362-3879 E-mail: seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp